

◎新潟県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田巻歯科医院	三条市元町2-29	令和6年1月1日
燕三条すごろ脳脊髄クリニック	三条市上須頃1525	令和6年3月1日
上須頃薬局	三条市上須頃1520-8	令和6年3月1日
しなの薬局 県央基幹病院前店	三条市上須頃5001番地5	令和6年3月1日
すまいる薬局	五泉市太田976-1	令和6年1月1日